

看護ケアサイエンス学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条

- 1) 本会は看護ケアサイエンス学会と称する。
- 2) 本会は平成9年11月5日に発足した富山医科薬科大学看護学会から平成17年10月15日に富山大学看護学会へと改称し、令和2年12月19日から更に改組したものである。

(事務局)

- 第2条 本会の事務局は、富山県富山市杉谷2630 富山大学杉谷キャンパスに置く。

第2章 目的および事業

(目的)

- 第3条 本会は看護学についての学理およびその研究を推進し、関連領域との知見の交流ならびに相互の理解を深めることで、広く学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は第3条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催
- 2) 運営会議（理事会、評議員会、総会）の開催
- 3) 学会誌「看護ケアサイエンス学会誌」の発行
- 4) その他本会の目的達成に必要と認める事業

第3章 会員

(種別)

- 第5条 本会の会員は本会の目的達成に協力する者をもって構成し、一般会員、学生会員、名誉会員、賛助会員よりなる。

- 第6条 会員の種別について、次のとおりとする。

- 1) 一般会員は本会の趣旨に賛同し、第8条に定める年会費を納める者
- 2) 学生会員は本会の趣旨に賛同する学生（大学院生は除く）とし、第8条に定める年会費を納める者
 - (1) 学生会員は総会における議決権を有しない。
 - (2) 学生会員は卒業と同時に、一般会員へ自動的に移行できるものとする。
- 3) 名誉会員は本会の発展に寄与した65歳以上の者で、理事長が推薦し理事会、評議員会の決議を経て、総会で承認された者
 - (1) 名誉会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
 - (2) 名誉会員は、会費の納入を必要としない。
- 4) 賛助会員は本会の活動を支援する個人または団体で、理事会で承認された者
 - (1) 賛助会員は総会における議決権を有しない。
 - (2) 賛助会員は細則に定める寄付行為を行った者を対象とする。

(入会)

- 第7条 本会に入会を希望する者は、所定の用紙を記入し、本会事務局に申し込むものとする。

(年会費)

- 第8条 一般会員、学生会員は規定の年会費を納入する。

- 1) 一般会員（大学院生を含む）の年会費は5,000円とする。学生会員の年会費は無料とする。名誉会員の会費は免除する。

(資格の喪失)

- 第9条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- 1) 本人により退会の申し出（会費納入時の意思表示、退会届の提出）があったとき

- 2) 死亡または失踪宣言
- 3) 3年間に亘って意思表示がなく会費未納であったとき
- 4) 本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為があったとき

第4章 役員および評議員

(役員の種類別、職務および定数)

第10条 本会に次の役員を置く。

- 1) 理事長 1名
- 2) 副理事長 1名
- 3) 理事 10名程度（理事長、副理事長、庶務、会計、編集委員長を含む）
- 4) 監事 2名

第11条 理事長は本会の会長を務める。

第12条 役員は次の職務を行う。

- 1) 理事長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長による職務進行に支障が生じた時はこれを代行する。
- 3) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。会務は庶務、会計、会誌の編集発行を含む。
- 4) 監事は、会務の実行状況および会計を監査し、その結果を理事会、評議員会ならびに総会に報告する。

(役員を選出)

第13条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1) 理事および監事は評議員会で評議員の中から選出し、総会の承認を得る。
- 2) 理事長は理事の互選により選出し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。
- 3) 副理事長は理事の中から理事長が指名し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。
- 4) 理事長は、指名理事2名以内を会員の中から指名することができ、総会の承認を得る。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員解任)

第15条 本会は当会の役員たるに反する行為があったとき、または特別の事情があるときは、評議員会の議決により当該役員を解任できる。

(評議員の職務および定数)

第16条 本会に評議員を置く。評議員は評議員会を組織し、この会則に定める事項のほかに理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する重要事項を審議する。

第17条 評議員は一般会員の中から選出し、定数は25名程度とする。

(評議員を選出)

第18条 評議員の選出は理事会での推薦によるものとし、評議員会の議を経て総会の承認を得る。

(評議員任期)

第19条 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(評議員解任)

第20条 本会は当会の評議員たるに反する行為があったとき、または特別の事情があるときは、評議員会の議決により当該評議員を解任できる。

第5章 運営会議

第21条 本会に次の運営会議を置く。

- 1) 理事会
- 2) 評議員会
- 3) 総会

4) その他本会の運営に必要と認められる会議

(理事会の構成、招集と開催)

第22条 理事会は次のとおりとする。

- 1) 理事長が召集し、その議長となる。
- 2) 毎年1回以上開催する。但し、理事の3分の1以上から請求があったときは、理事長は臨時に理事会を開催しなければならない。
- 3) 理事の過半数の出席をもって成立とする。
- 4) 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。但し、議決権は有しない。

(評議員会の構成、招集と開催)

第23条 評議員会は次のとおりとする。

- 1) 理事長が召集し、その議長となる。
- 2) 毎年1回開催する。但し、評議員の3分の1以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めたとき、理事長は臨時に評議員会を開催しなければならない。
- 3) 評議員の過半数の出席をもって成立とする。

(総会の構成、招集と開催)

第24条 総会は次のとおりとする。

- 1) 理事長が召集し、理事長は議長を指名する。
- 2) 毎年1回開催する。但し、会員の5分の1以上から請求があったとき、および理事会が必要と認めたとき、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。
- 3) 会員の10分の1以上の出席または委任状をもって成立とする。
- 4) 総会は、この会則に定める事項のほか次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) その他理事会が必要と認めた事項

(運営会議における議決)

第25条 運営会議における議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし会則の変更については第32条による。

第6章 学術集会

第26条 学会は学術集会を開催する。

(学術集会長)

第27条 学術集会長は次のとおりとする。

- 1) 評議員会で会員の中から選出し総会の承認を得る。
- 2) 学術集会を主宰する。

(学術集会企画委員)

第28条 学術集会長は、学術集会の運営および演題の選定について審議するため、学術集会企画委員を委嘱し、委員会を組織する。

第7章 委員会

(各委員会の構成、招集と開催)

第29条 本会は、本会の事業を推進するために、各種委員会を設置する。各種委員会規程については、理事会で別に定める。

第8章 会計

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第31条 本会の収入は会費、寄付金ならびに印税等をもって充てる。

第9章 会則の変更

(会則変更の決議)

第32条 本会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。承認には各会の出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第10章 雑則

第33条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別に定める。

細則

第6条4) 賛助会員の寄付行為は30,000円以上とする。

第8条2) 前年度の年会費未納者には入金を確認されるまで学会誌は送付しない。

第18条 評議員は理事2名の推薦を必要とする。

附則 本会則は、令和2年12月19日制定し、即日これを適用する。

本会則は、令和4年11月26日改正し、即日これを適用する。

本会則は、令和5年11月18日改正し、即日これを適用する。